資料４

平成 28 年 10 月 21 日（金）
第２回廃棄物減量等推進審議会資料
（12 月号広報原稿案）

ごみ処理手数料（ごみ袋・粗大ごみシール）の料金を改定します

➢　料金（手数料）改定の内容と理由

９月議会において、「使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例」が可決され、ごみ処理手数料を規定する「多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が一部改正されました。

これは、多治見市健全な財政に関する条例施行規則第６条において**市の手数料等の見直しは、４年ごとに行う**こととしており、消費税 10%への増税が２度にわたって延期されたため、４年前の見直し以降に**転嫁を実施していなかった消費税８％分までの値上げ**を行うものです。

➢　ごみ処理手数料（ごみ袋・粗大ごみシール）の変更

平成 29 年４月１日からごみ袋や粗大ごみシールの料金を以下のとおり変更します。

■ごみ袋・粗大ごみシール

種別	現行	改定後 平成 29 年 4 月 1 日～
袋（大）（１セット 10 袋）	500 円 本体価格 476 円 ＋ 消費税 24 円	510 円 本体価格 476 円 ＋ 消費税 34 円
袋（中）（１セット 15 袋）		
袋（小）（１セット 25 袋）		
粗大ごみシール１枚		

■搬入

種別	現行	改定後 平成 29 年 4 月 1 日～
家庭（20kg ごと）	100 円 本体価格 95 円＋消費税 5 円	≪変更無≫100 円
事業（20kg ごと）	200 円 本体価格 190 円＋消費税 10 円	210 円 本体価格 190 円＋消費税 20 円

※現行料金は、消費税５％が掛けられているため、1.05 で割り戻して本体価格を算出。改正後の料金は、本体価格に消費税率８％を乗じて、10 円未満は四捨五入した。

➢　料金改定の経緯（ごみ処理手数料分）

以下の手続きを経て、ごみ処理手数料のあり方を検討してきました。

・廃棄物減量等推進審議会へごみ処理手数料のあり方について諮問

平成 27 年度、審議会を３回開催し議論、平成 28 年３月に「消費税分転嫁（引きあげ）はやむを得ない」との答申をいただきました。

・広報紙、HP による市民意見募集の実施

平成 27 年度 10 月号広報において、消費税増税に伴うごみ処理手数料改定について意見を募集、７件の意見をいただきました。その結果を審議会へ報告し、検討の参考としました。

➢　ごみ袋の料金設定とごみ処理経費

ごみ処理にかかる費用は、「市民負担分」と「税金投入分」でまかなっています。

指定ごみ袋大 1 袋（4.6kg）を処理するには、合計 201 円の費用がかかります。その費用のうち、50 円がごみ袋の料金、151 円が税金投入となっています。この、指定ごみ袋が市民負担分の料金となります。

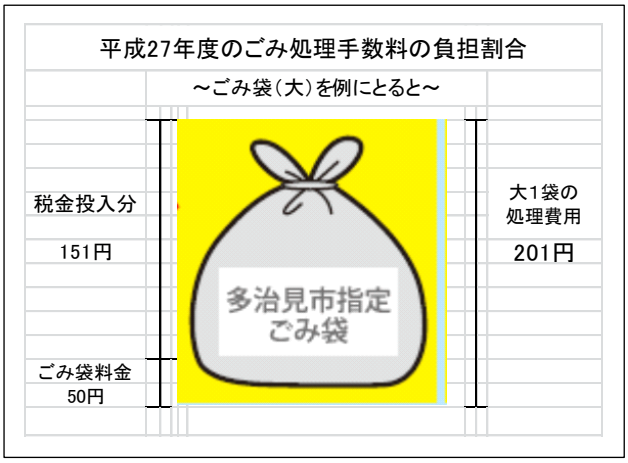

当初の手数料設定時には、市民負担割合が 3 分の 1 ほどとして料金設定をしましたが、処理経費の増加（平成 17 年度より焼却施設のメンテナンス料が発生）により、現在では 4 分の 1 ほどとなっています。この市民負担とは、ごみを出した人が出した量に応じて負担していただくものであるため、受益者の負担割合がどの程度が適切であるのかについて検討が必要です。

平成 27 年度のごみ処理にかかった費用は、合計 1,450,947,948 円でした。

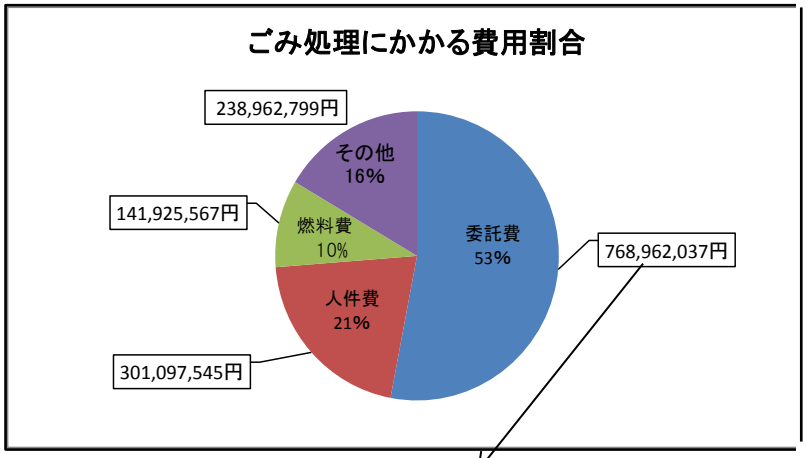

委託費の内訳	委託費用
焼却施設（三の倉センター）の運営	584,222,398 円
ごみ収集の運営	83,138,940 円
資源回収の運営	58,951,048 円
堆肥化センターの管理・運営	15,927,840 円
不法投棄されたごみの処分	10,121,760 円
廃棄物処理センター（三の倉・大畑・笠原）の管理運営	8,871,237 円
有害ごみの処理	4,007,465 円
指定ごみ袋等の流通費用（保管管理・取扱店への配送）	2,721,600 円
収集カレンダー印刷・ごみとのつきあい方作成	999,749 円
合計	768,962,037 円

ごみ処理にかかる費用の約半分を占める委託費の内訳は表のとおりです。このうち「焼却施設（三の倉センター）の運営」に関する費用は、焼却施設の溶融炉を維持するには高度な技術が必要とされるため、炉の製造メーカー関連会社へ業務委託しているものです。施設管理のための人件費、定期点検や修繕などのメンテナンスを包括して契約しており、今後毎年度同程度の費用が必要になります。この維持費について、毎年度委託契約（内容、金額等）が適切であるか繰り返し検証することが必要ですし、その他の廃棄物処理関連事業についても廃棄物減量等推進審議会や広報紙・ホームページなどを通じ、情報提供を行っていきます。